

## 2024 年度をふり返って

世界では戦争や紛争が続いています。ロシアによるウクライナへの侵攻は関係国を巻き込み収束の兆しが見えません。イスラエルとガザ地区を中心とした中東での紛争が再燃してからも 1 年以上が経ちます。多くの命が失われ多くの街が壊滅しても止むことなく報復が繰り返されています。そんな中、2024 年のノーベル平和賞に日本被団協（日本原水爆被害者団体協議会）が選ばれました。1956 年に広島・長崎の被爆者で結成された全国組織で、核兵器のない世界を実現するための努力を被爆者の証言によって示してきたことが授賞の主な理由とあります。被団協の平和を希求する運動が今世界で評価されています。

全国手話通訳問題研究会が創立 50 周年を迎え、10 月には記念式典と祝賀会が神戸で開催されました。社会に手話通訳や聞こえない人のことについての情報を発信し、関係団体と共により良い社会を目指して運動を推し進めていく、そんな責任ある組織として歩み続けることを確認しました。

1995 年に発生した阪神・淡路大震災から 30 年となりました。当時兵庫県の手話通訳体制は進んでおらず、聞こえない人への支援が滞り中、全国からろう者や手話通訳者など多くの仲間が駆けつけ支援してくれました。この震災時の経験や教訓を元に、神戸市及び各区への手話通訳者の配置や聞こえない人への支援の必要性を訴え一つひとつ実現してきました。現在では兵庫県内でも手話通訳者を採用する自治体が増え、全市町で手話通訳派遣制度が利用できる状況になりました。しかし手話通訳者を募集しても何年も応募がない、派遣制度には自治体間で格差があるなどの課題があります。

手話言語条例関連では、この 1 年間に制定した自治体は太子町、上郡町、福崎町、市川町、神河町、豊岡市でした。これにより兵庫県で手話言語条例（情報コミュニケーションの意味を持つ条例も含めて）を制定した自治体は、兵庫県内 41 市町の 80% を超えました（2025/3/末現在）。兵庫県は未だ制定していません。現在条例制定を検討中の自治体も含めて、聞こえない人の声を聞き市政に反映できる条例にすることは容易なことではありません。行政との丁寧な話し合いを続けることが求められます。

兵庫でも闘ってきた優生保護法裁判では、2024 年 7 月 3 日最高裁判所大法廷で出された判決は、原告の訴えに添った意義ある完全勝訴でした。係争中の裁判についても国が賠償することで決着しました。10 月には全ての被害者への補償法が成立し、2025 年 1 月 17 日より補償金の申請や支給が始まりました。一方、今回の裁判で障害者が裁判に関わろうとすると様々な障壁があることが分かってきました。全国原告団、全国弁護団、優生連（優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会）の三団体によるバリアフリーの要望により、大法廷での傍聴席の手話通訳配置は裁判所が準備するなど一定の進歩がありました。裁判所における合理的配慮が進むことが期待されます。

大阪の聴覚障害女兒の交通事故死による逸失利益を争った裁判では、1 月大阪高裁は、健常者と同じ職場、同じ勤務条件や労働環境で同等に働くことが十分可能であり、逸失利益は 100% が妥当だとし、原告が逆転勝訴しました。優生保護法裁判の判決と同様に、障害者が受けている偏見や差別を許さないとする司法の判断が続きました。

## 【2024 年度の活動】

4 月の総会で承認された活動計画・予算計画に基づいて取り組みました。全通研創立 50 周年関連の記念グッズの販売や記念式典での通訳協力、優生保護法裁判に関連して緊急院内集会や最高裁判所への運営委員派遣等、必要に応じて取り組みました。

### 運営体制

#### <運営委員会のあり方>

- ・運営委員会は、原則第 1 水曜夜(Zoom 利用)と第 3 日曜午後(集合)に開催しました。今年度は 8 つの地域班全てから運営委員を出すことができ、23 名の運営委員と 2 名の監事で運営に当たりました。班長会議は奇数月の第 3 日曜午前(対面)に持ち、N-Action ひょうごの代表も出席し情報や意見交換をしました。

#### <他団体との連携>

- ・兵庫の三団体(兵聴協、県サ連、兵通研)で取り組んでいる委員会活動に参加しました。委員会の活動を精査し整理していくことが近年の課題に挙がっていますが、三団体 3 役会議は 1 回の開催に留まりました。神戸と姫路の聴覚特別支援学校より、高等部 3 年生対象に手話通訳派遣制度についての学習に協力して欲しいと兵聴協に依頼があり兵通研も協力しました。
- ・聴覚障害に関係した 8 団体で構成されているひょうご聴障ネットには兵通研も加わり、聴覚障害者福祉事業や施設を支援する活動に参加しました。
- ・「ひとりぼっちのろう者をなくそう」「負けへんで」をスローガンに設立された(社福)ひょうご聴覚障害者福祉事業協会は 20 周年を迎えました。今では多くの事業を展開する法人へと成長しています。兵通研からも理事として理事会に出席しました。

### 組織活動

#### <会員定着と拡大を目指した取り組み>

- ・会員拡大については、運営委員会や班長会議で常に議題に取り上げ話し合いました。各地域班での細やかな取り組みもあり、会員数は目標の 500 人を超えて 504 名(継続 444、新規 49、再入会 11)となりました。2023 年度の 484 名から 20 名増です。
- ・手話を学習する人や聞こえない人のことを理解する会員が増えることは、人権や差別に関心を持つ人が増え、社会が変わっていくことに繋がります。兵通研の会員拡大は社会的課題の解決に貢献すると考えます。
- ・6 月には、継続手続きを促すために兵聴協理事長と運営委員長の名義で手紙を送りました。
- ・N-Action ひょうごは、例年兵聴協青年部との合同企画に取り組んできましたが、今年度は単独での活動となりました。子育て世代が活動に参加しやすいようにオンラインを活用するなど、互いの意思疎通にも努めました。
- ・サークル訪問したのは 6 つのサークルと 1 地域でした。兵通研の紹介を対面で聞いてもらうことで、親近感を持って受け止め、兵通研の活動に関心を持ってもらえたと思います。

#### <地域班活動>

- ・地域班は会員に最も近い集まりです。班長や N-Action ひょうごの代表、運営委員で年 5 回の班長会議を持ちました。優生保護法裁判や全通研の最新情報の提供、持ち回り開催している兵通研集会についての相談、また地域班の悩みや疑問などについて話し合いました。
- ・地域班は 8 つありますが、班長、会計、組織委員、連絡員等は人数も含めて各地域班で

決めています。地元ろうあ協会や手話サークルとの連携にも取り組みました。

### 情報提供

- ・毎月発行のひょう通研ニュースは2025年2月号で第500号になりました。会員だけでなく県内自治体の関係部署にも送付するなど、兵通研の認知度を高めて運動を広める取り組みを継続しました。
- ・ホームページに学習会等の情報を速やかにアップするよう努めました。
- ・インターネットを活用した会員への発信方法であるメーリングリスト(会員ML)への登録者数は390名でした。手話や聴覚障害に関する情報を会員に届けました。また新しい取り組みとして、11月号からひょう通研ニュースのデジタル配信(試行)をML登録者対象に始めました。

### 学習・研究

- ・7月の手話通訳のための学習会では、「手話通訳者の現状と養成カリキュラムについて」学びました。その後、地域班懇談会での話し合いに繋がりました。各地域の手話通訳派遣制度や手話通訳者養成における課題などについて意見交換し、一緒に考える機会になりました。
- ・第41回近畿手話通訳問題研究討論集会 in 奈良は、コロナ前同様の1泊2日の日程で、けいわんフォーラムも合わせて開催されました。8つの分科会でレポート発表や討論がなされ、兵庫からは第4分科会「聴覚障害者の医療と生活」に医療班がレポート発表しました。兵庫からの参加者数が、他府県での開催時には極端に少なくなることも含め、学習・研究への関心をいかに高めるかが課題です。
- ・“いのち”を考える学習会の報告集「“いのち”第10集」を発行・販売しました。
- ・「なんぎな手話DVD第9巻」の制作に取り組みました。2025年度完成・販売の予定です。

### 運動

- ・県立聴覚特別支援学校(神戸校・姫路校)と連携して懇談会を開催しました。成人聴覚障害者や行政の設置手話通訳者、ハローワークで働く手話協力員の協力を得て、卒業していく生徒たちの自立と社会参加を支援することを目的として取り組んでいます。
- ・優生保護法裁判をめぐっては、兵通研も賛同し「みんなの手話通訳」を担いました。5月の院内集会や7月の最高裁での傍聴に運営委員を派遣しました。また、ニュースでの報告や全通研の研究誌にも兵庫の運動について掲載しました。兵庫の第一次と二次訴訟は神戸地裁から最高裁へと法廷の場所が移り、裁判を支援する運動も全国規模の広がりを見せました。
- ・手話言語条例を施行している朝来市や明石市の推進会議に、また三木市的意思疎通支援事業の運営委員会に通研として委員を出し、聞こえない人の暮らしや手話に関わっている立場で意見を出しています。手話関係者が関わることで、行政の担当者や地域の関係者の聞こえない人や手話言語に対する理解が深まり、様々な事業の推進に反映されていると考えます。